



令和4年3月30日

## 令和3年度 公立小中学校等における 廃校施設及び余裕教室の活用状況について

文部科学省では、公立小中学校等における廃校の活用状況等を把握するため「廃校施設等活用状況実態調査」を、余裕教室の活用状況等を把握するため「余裕教室活用状況実態調査」を、それぞれ実施しています。

このたび、令和3年5月1日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

### 廃校施設等活用状況実態調査について

#### 1. 調査の概要

- 1) 調査対象： 全国の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- 2) 調査項目： 廃校の数、活用の状況、活用に向けた検討の状況
- 3) 調査時点： 令和3年5月1日現在（前回調査は平成30年5月1日時点）

#### 2. 調査結果の概要【資料1】

##### 1) 廃校発生数

- ・平成30年度～令和2年度（前回調査以降）に発生した廃校の延べ数 999校
- ・平成14年度から令和2年度に発生した廃校の延べ数 8,580校

##### 2) 廃校の活用状況・主な活用用途

施設が現存している廃校の数	7,398校	
活用されているもの	5,481校	(74.1%)
活用されていないもの	1,917校	(25.9%)
活用の用途が決まっている	278校	(3.8%)
活用の用途が決まっていない	1,424校	(19.2%)
取壊しを予定	215校	(2.9%)

#### <主な活用用途>

学校、社会体育施設、社会教育施設、企業や法人等の施設 等

### 3) 廃校の活用に向けた状況等

＜活用の用途が決まっていない主な理由（複数回答）＞

「建物が老朽化している」（校舎:46.2%、屋内運動場:42.3%）、  
「地域等からの要望がない」（校舎:41.6%、屋内運動場:40.4%） 等

## 余裕教室活用状況実態調査について

### 1. 調査の概要

- 1) 調査対象： 全国の公立小中学校、義務教育学校
- 2) 調査項目： 余裕教室の数、活用状況
- 3) 調査時点： 令和3年5月1日現在（前回調査は平成29年5月1日時点）

### 2. 調査結果の概要【資料2】

#### 1) 余裕教室の数

- ・ 余裕教室数 73,247 室 （前回調査時は 80,414 室（7,167 室減））
- ・ 余裕教室のうち活用されているもの 72,266 室、約 98.7%  
（前回調査時は 79,216 室、約 98.5%）

#### 2) 活用状況

活用されている余裕教室 72,266 室のうち、69,257 室（約 95.8%）が当該学校の施設、2,801 室（約 3.9%）が学校施設以外、208 室（約 0.3%）が特別支援学校など他の学校の施設に活用されています。

## （参考）文部科学省における廃校施設及び余裕教室の活用に向けた取組について

文部科学省では、「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」として、活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組、廃校活用マッチングイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて、廃校施設の活用を推進しています。また、余裕教室の活用に向けて、活用事例の紹介等を行っています。

さらに、国庫補助を受けて整備された公立学校施設を転用等する際に必要となる財産処分手続きの簡素化を図るとともに、廃校施設及び余裕教室の活用に利用可能な各省庁の補助制度の紹介を行っています。

- ・ ～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)

- ・ 余裕教室の有効活用 ホームページ [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm)

＜担当＞ 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

課長 野沢 和也（内線 2458）

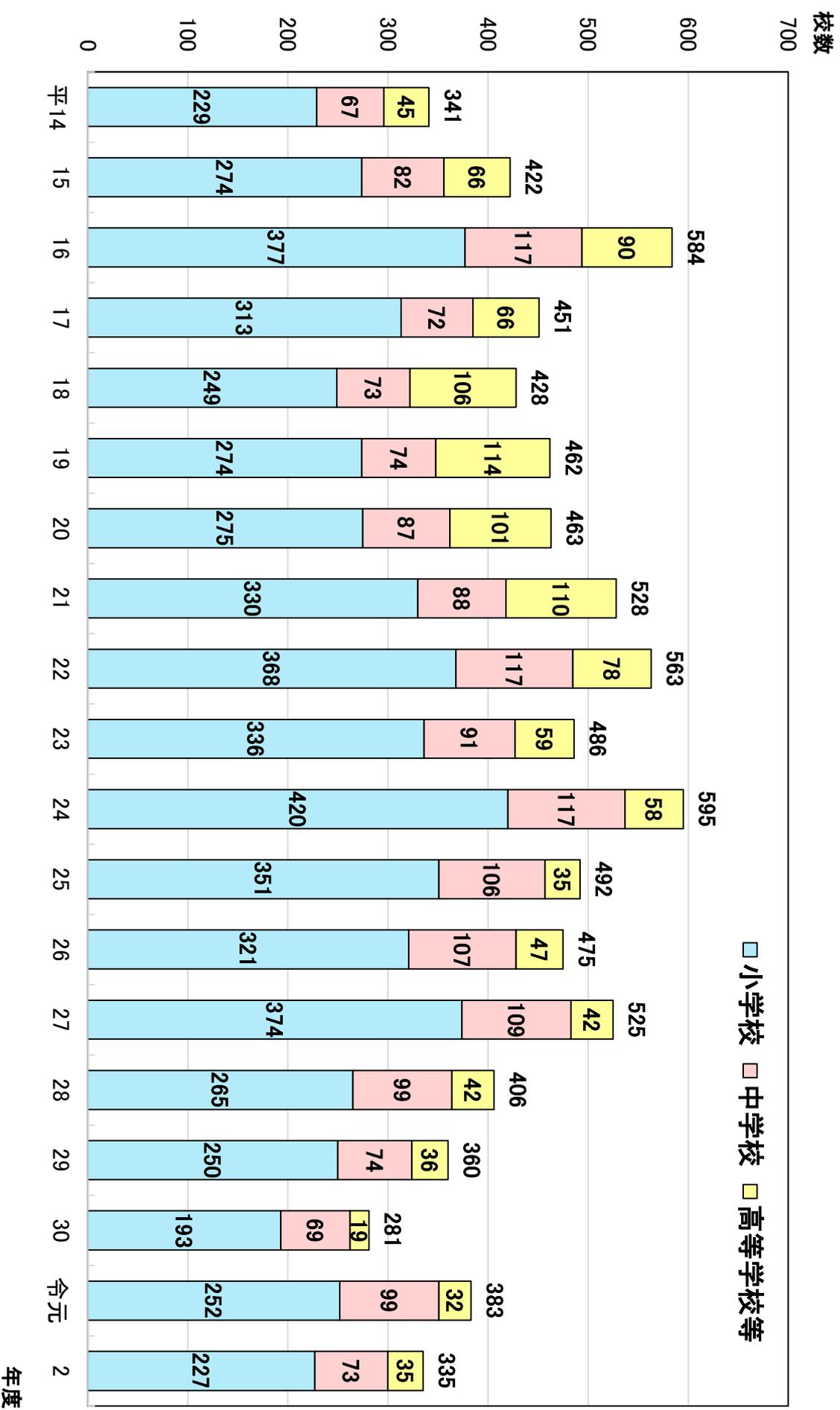
課長補佐 亀田 恒治（内線 2460）

振興地域係長 萩尾 悦子（内線 2464）

電話：03-5253-4111（代表）

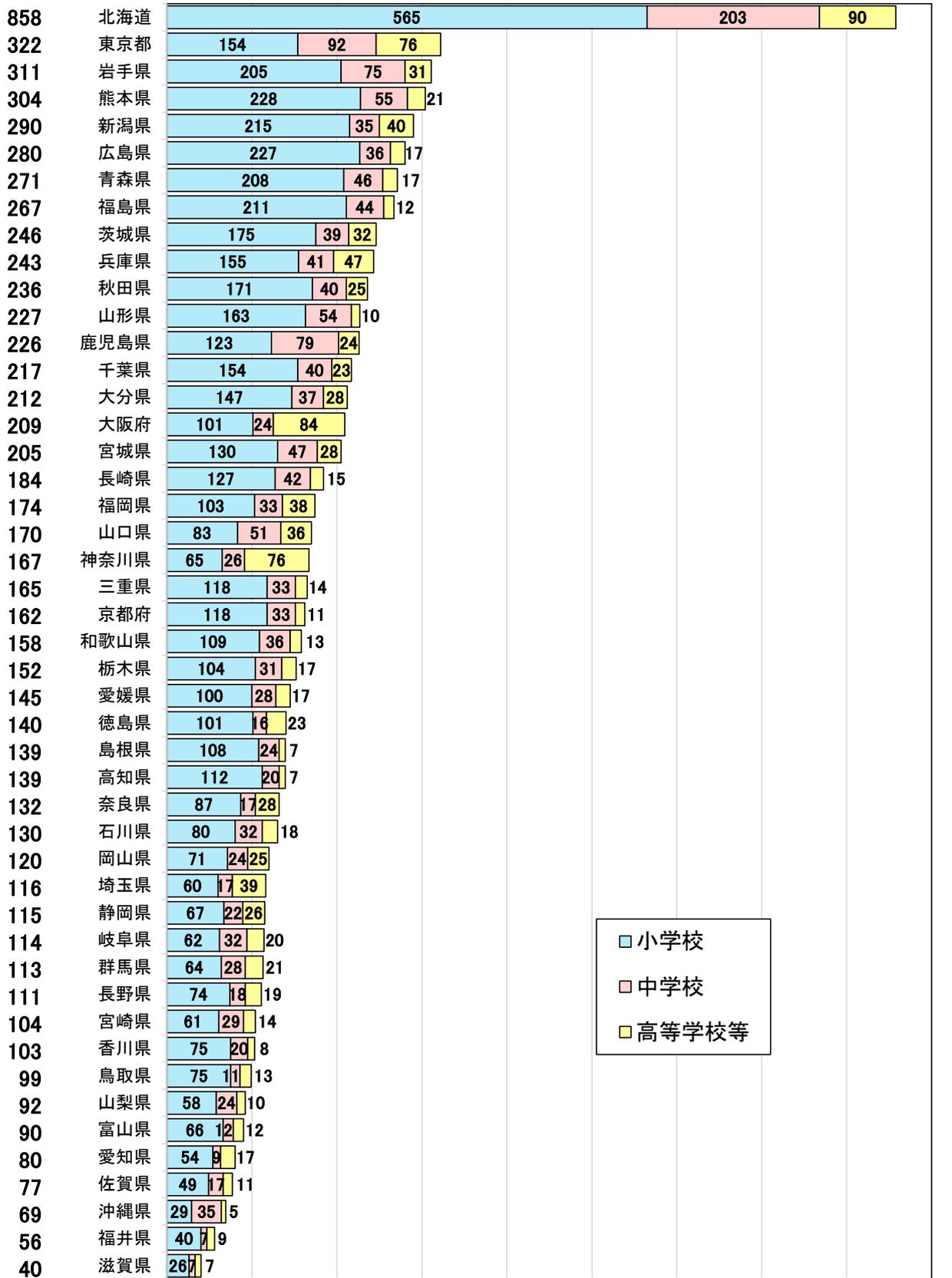
03-6734-2464（直通）

## 公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～令和2年度）



## 公立学校の都道府県別廃校発生数（平成14年度～令和2年度）

廃校数



計 8,580

校数

## 廃校施設の活用状況

廃校年度			前 回		今 回	
			平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)		平成14年度～令和2年度 (令和3年5月1日現在)	
<b>廃校の数 (A)</b>	小学校		<b>7,583</b>	5,005	<b>8,580</b>	5,678
	中学校			1,484		1,721
	高等学校等			1,094		1,181
<b>施設が現存している廃校の数 (B)</b>		× 100(%) B/A	(校) <b>6,580</b>	86.8%	(校) <b>7,398</b>	86.2%
活用されているもの (a)		a/B	<b>4,905</b>	74.5%	<b>5,481</b>	74.1%
活用されていないもの (b)		b/B	1,675	25.5%	1,917	25.9%
活用の用途	決まっている (c)	c/B	204	3.1%	278	3.8%
	決まっていない (d)	d/B	<b>1,295</b>	19.7%	<b>1,424</b>	19.2%
取壊しを予定 (e)		e/B	176	2.7%	215	2.9%
<b>現存する施設なし (C)</b>		C/A	1,003	13.2%	1,182	13.8%

## 主な活用用途

(単位: 件数)

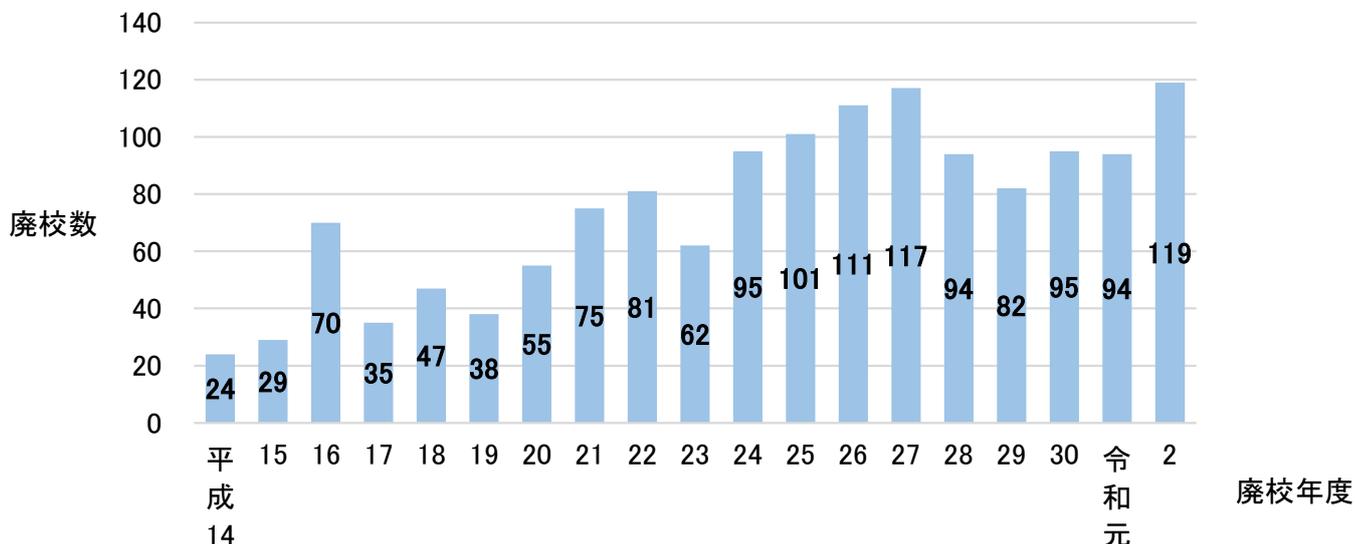
	平成14年度～ 平成29年度 (平成30年5月1 日現在)	平成14年度～令和2年度 (令和3年5月1日現在)		
		合計	校舎	屋内運動場
<b>学校 (大学を除く)</b>	<b>3,473</b>	<b>3,948</b>	<b>1,987</b>	<b>1,961</b>
<b>社会体育施設</b>	<b>1,581</b>	<b>1,756</b>	<b>175</b>	<b>1,581</b>
<b>社会教育施設・文化施設</b>	<b>1,194</b>	<b>1,330</b>	<b>835</b>	<b>495</b>
社会教育施設	912	989	610	379
文化施設	282	341	225	116
<b>福祉施設・医療施設等</b>	<b>705</b>	<b>774</b>	<b>567</b>	<b>207</b>
老人福祉施設	223	225	169	56
障害者福祉施設	169	176	129	47
保育施設	55	67	50	17
認定こども園	30	40	23	17
児童福祉施設 (保育所を除く)	64	66	49	17
放課後児童クラブ	101	127	95	32
放課後子供教室	35	39	24	15
医療施設	28	34	28	6
<b>企業等の施設・創業支援施設</b>	<b>783</b>	<b>1,020</b>	<b>685</b>	<b>335</b>
企業や法人等の施設	711	947	635	312
創業支援施設	72	73	50	23
<b>庁舎等</b>	<b>417</b>	<b>461</b>	<b>333</b>	<b>128</b>
<b>体験交流施設等</b>	<b>477</b>	<b>520</b>	<b>336</b>	<b>184</b>
<b>備蓄倉庫</b>	<b>177</b>	<b>199</b>	<b>133</b>	<b>66</b>
<b>大学</b>	<b>76</b>	<b>79</b>	<b>45</b>	<b>34</b>
<b>住宅</b>	<b>22</b>	<b>21</b>	<b>13</b>	<b>8</b>

(複数回答)

# 廃校の活用に向けた状況等

## ○活用の用途が決まっていない廃校の数

廃校年度	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	合計
廃校数	24	29	70	35	47	38	55	75	81	62	95	101	111	117	94	82	95	94	119	1,424



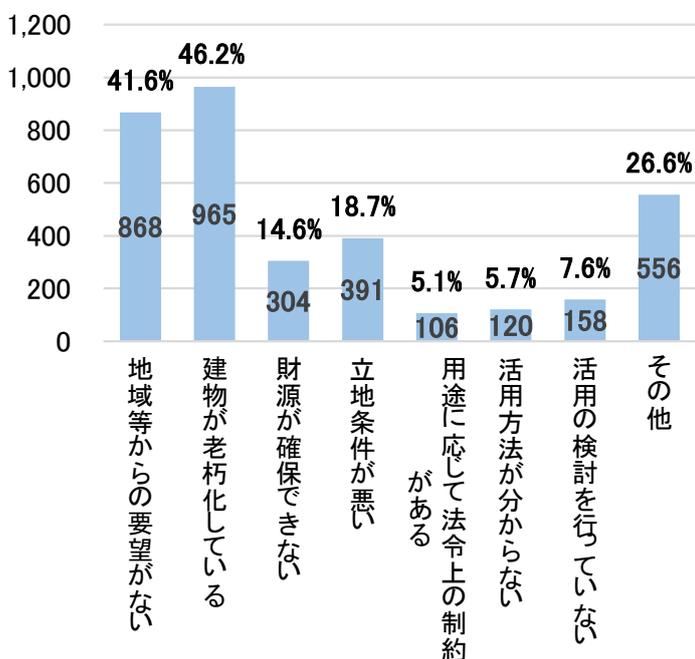
## ○活用の用途が決まっていない理由

(複数回答)

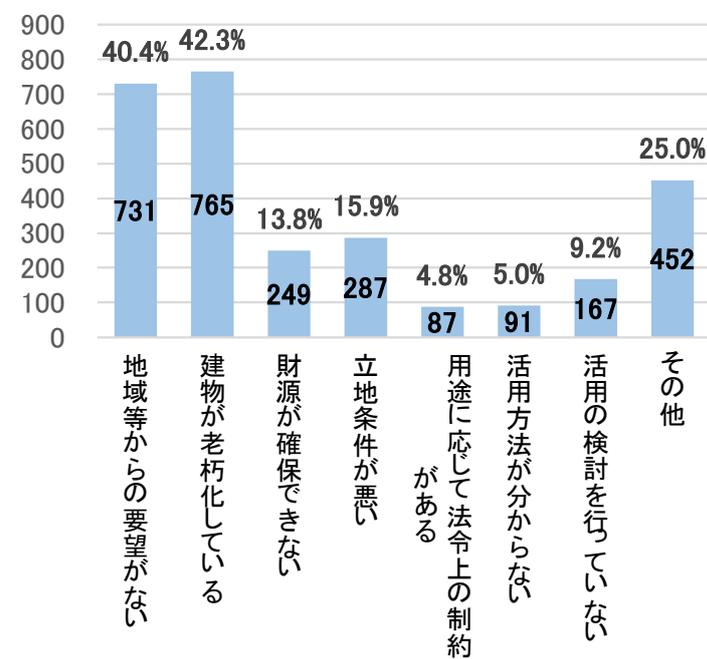
校舎 (n=2,089)							
地域等からの要望がない	建物が老朽化している	財源が確保できない	立地条件が悪い	用途に応じて法令上の制約がある	活用方法が分からない	活用の検討を行っていない	その他
868 (41.6%)	965 (46.2%)	304 (14.6%)	391 (18.7%)	106 (5.1%)	120 (5.7%)	158 (7.6%)	556 (26.6%)

屋内運動場 (n=1,808)							
地域等からの要望がない	建物が老朽化している	財源が確保できない	立地条件が悪い	用途に応じて法令上の制約がある	活用方法が分からない	活用の検討を行っていない	その他
731 (40.4%)	765 (42.3%)	249 (13.8%)	287 (15.9%)	87 (4.8%)	91 (5.0%)	167 (9.2%)	452 (25.0%)

【校舎】



【屋内運動場】



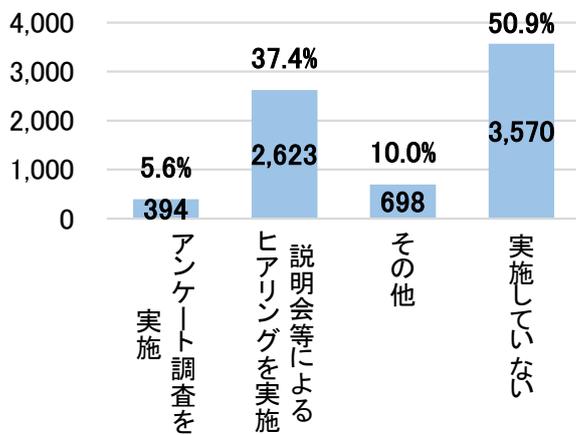
## ○地域住民からの意向聴取の状況

(複数回答)

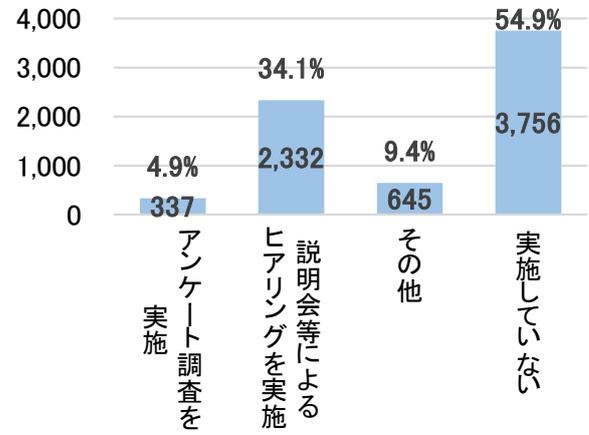
校舎 (n=7,013)			
アンケート調査を実施	説明会等によるヒアリングを実施	その他	実施していない
394 (5.6%)	2,623 (37.4%)	698 (10.0%)	3,570 (50.9%)

屋内運動場 (n=6,836)			
アンケート調査を実施	説明会等によるヒアリングを実施	その他	実施していない
337 (4.9%)	2,332 (34.1%)	645 (9.4%)	3,756 (54.9%)

【校舎】



【屋内運動場】



### 1. 余裕教室と一時的余裕教室について

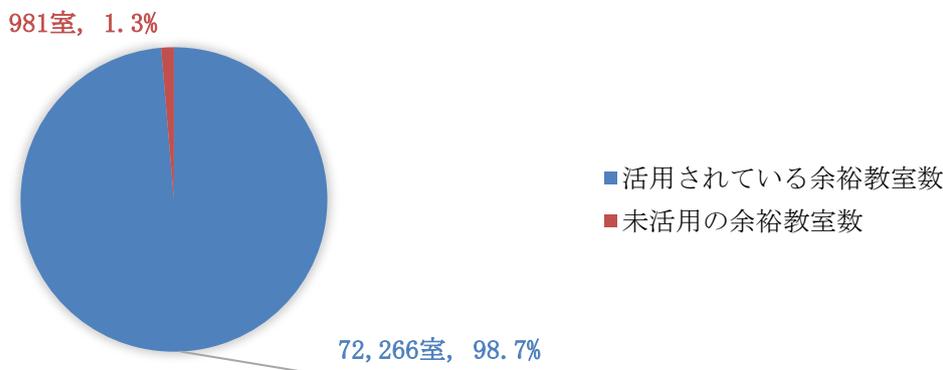
公立小中学校等において、現在普通教室として使用されていない教室は、全国で 87,064 室である。そのうち、「余裕教室」は 73,247 室（約 84.1%）、「一時的余裕教室」は 13,817 室（約 15.9%）である。

※「余裕教室」・「一時的余裕教室」の定義は、【参考2】を参照。

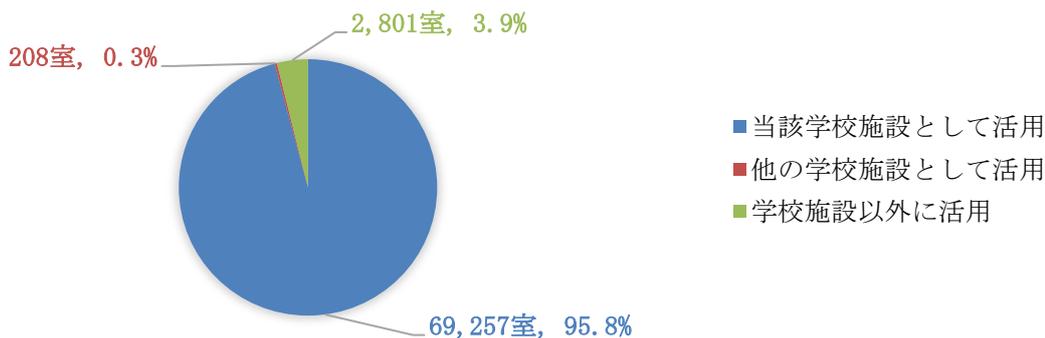


### 2. 余裕教室の活用状況について

余裕教室 73,247 室のうち、72,266 室（約 98.7%）が活用されており、981 室（約 1.3%）が未活用である。

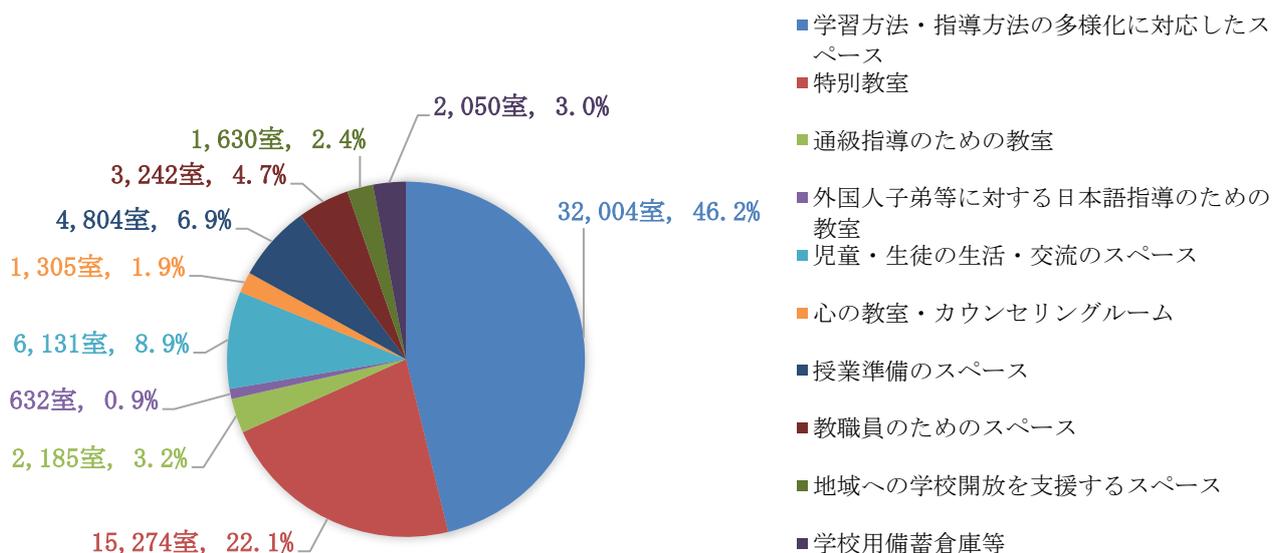


なお、活用されている余裕教室 72,266 室のうち、69,257 室（約 95.8%）が当該学校施設として、208 室（約 0.3%）が他の学校施設として、2,801 室（約 3.9%）が学校施設以外の施設として活用されている。



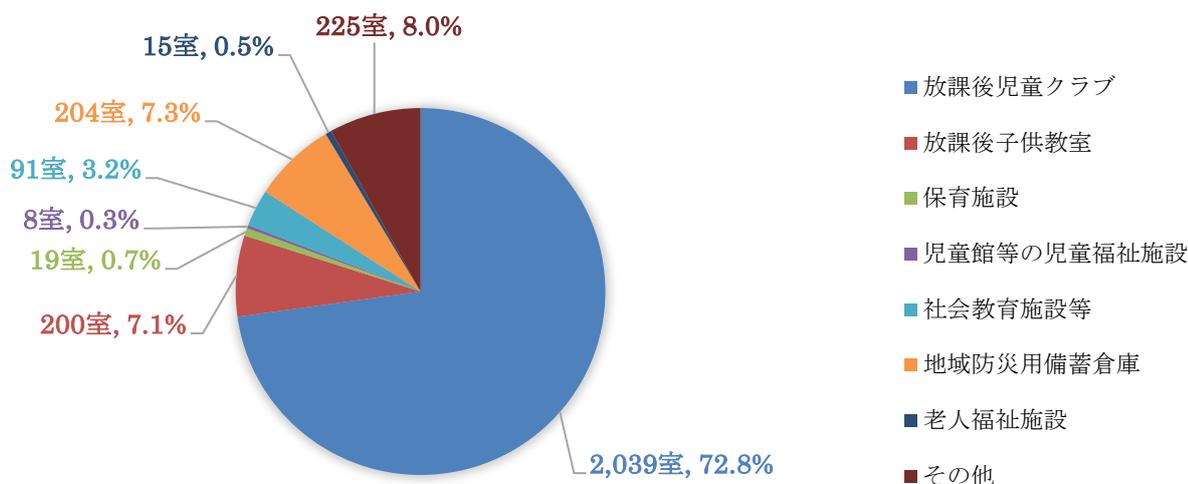
### 3. 当該学校施設としての活用状況

当該学校施設として活用している余裕教室 69,257 室は、学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース（32,004 室、46.2%）、特別教室（15,274 室、22.1%）、児童・生徒の生活・交流のスペース（6,131 室、8.9%）等、児童・生徒のためのスペースとして多く活用されている。



### 4. 学校施設以外への活用状況

学校施設以外に活用している余裕教室 2,801 室は、放課後児童クラブ（2,039 室、72.8%）、放課後子供教室（200 室、7.1%）等、放課後の子供の居場所として多く活用されている。



【参考 1】余裕教室活用状況（学校種別）

学校区分	余裕教室数 (①)	活用教室数 (②)	活用状況													未活用 余裕教室数 (①-②)	活用計 画あり	活用計 画なし		
			当該学 校施設 として活 用	他の学 校施設 として活 用	特別支 援学校	他の の学校	学校施 設以外 の施設 として活 用	社会教 育施設 等	地域防 災用備 蓄倉庫	児童福祉施設 保育施設 児童館等	放課後 児童クラ ブ	放課後 子供教室	老人福 祉施設	その他						
小学校	100.0%	98.4%																1.6%		
		100.0%	93.9%	0.3%	0.1%	0.2%	5.8%											100.0%	18.4%	81.6%
	47,097	46,362	43,531	151	38	113	2,680	91	143	18	8	2,023	200	13	184			735	135	600
中学校	100.0%	99.1%																0.9%		
		100.0%	99.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.5%											100.0%	13.1%	86.9%
	25,897	25,652	25,476	57	19	38	119	0	61	0	0	15	0	2	41			245	32	213
義務教育学校	100.0%	99.6%																0.4%		
		100.0%	99.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%											100.0%	0.0%	100.0%
	253	252	250	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0			1	0	1
合計	100.0%	98.7%																1.3%		
		100.0%	95.8%	0.3%	0.1%	0.2%	3.9%											100.0%	17.0%	83.0%
	73,247	72,266	69,257	208	57	151	2,801	91	204	19	8	2,039	200	15	225			981	167	814

	当該学 校施設 として活 用	児童・生徒のためのスペース								その他のスペース							
		児童・生徒のためのスペース	学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース	特別教室	通級指導のための教室	外国人子弟等に対する日本語指導のための教室	児童・生徒の生活・交流のスペース	心の教室・カウンセリಂಗールーム	授業準備のスペース	教職員のためのスペース	地域への学校開放を支援するスペース	学校用備蓄倉庫等					
小学校	100.0%	89.5%													10.5%		
	43,531	38,967	19,352	9,931	1,747	478	3,683	692	3,084	4,564	1,964	1,184	1,416				
中学校	100.0%	90.8%													9.2%		
	25,476	23,131	12,500	5,306	428	148	2,428	611	1,710	2,345	1,272	442	631				
義務教育学校	100.0%	94.8%													5.2%		
	250	237	152	37	10	6	20	2	10	13	6	4	3				
合計	100.0%	90.0%													10.0%		
	69,257	62,335	32,004	15,274	2,185	632	6,131	1,305	4,804	6,922	3,242	1,630	2,050				

※ 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計は一致しない場合がある。

【参考 2】「余裕教室」・「一時的余裕教室」の定義

「余裕教室」：現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後 5 年間以内（令和 8 年度中まで）に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。

「一時的余裕教室」：現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の学区に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後 5 年間以内（令和 8 年度中まで）に、普通教室として使用されることとなると考えられる教室。

※ 「余裕教室」「一時的余裕教室」のいずれも、原則として当該学校の学区の児童等の人口から機械的に計算して算出。

※ 以下のような特殊要因に該当する場合は、当該要因により変動すると考えられる教室数を考慮の上で算出。

- ・ 集団的な住宅の建設予定等により、児童又は生徒の増加が明らかに見込まれる場合。
- ・ 学校教育法施行令第 9 条第 1 項に定める区域外就学等の届出を行う児童又は生徒が、当該学校の学区に例年多数存在する場合。
- ・ 学校選択制を導入している場合。
- ・ 特別支援学級の増加または減少を計画している場合。
- ・ その他、当該学校の学区の児童等の人口と、実際に当該学校に入学する児童又は生徒の数に明らかに乖離がある場合。